

答 申 第 1 7 1 号  
平成16年8月26日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年12月5日付け文書第173号で提出された下記諮問について、  
次のとおり答申します。

記

平成14年10月2日付け児第743号から10月3日付け共参第161号  
までの3件で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定につい  
て

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成14年10月2日付け児第743号から10月3日付け共参第161号までの3件で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 過去に「耐用年数が5年を超える補助事業」の表記では対象文書が特定できないので補助事業名称を具体的に表記するよう求められた補正要求書（平成14年8月27日付け文書第125号）に対し、補助事業名称を記載しない補正書を提出期限の10日前までに提出したが（提出期限平成14年9月10日）、開示請求却下の処分（平成14年9月4日付け文書第37号の50）がされている。
- (2) 実施機関は請求者に対し補正の参考となる情報を提供せず、補正書が期限前に提出され、なお補正が必要ならその旨を参考となる情報とともに期限までに提出させるものを期限前に却下していることから、住民監査請求の資料とさせないために前例に従って却下すべきものである。
- (3) 知事部局のすべての課・室が対象とすれば、「耐用年数が5年を超える補助事業」が特定できなくて、却下対象になるものが開示される根拠はない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定について

- (1) 異議申立人は実施機関に対し「耐用年数5年超の補助事業について、耐用年数以内であることを県がいつでも知る方法がわかる書類（担当課毎）（市町村課の不動産登記法違反の補助事業についてわかる書類含）」の行政文書開示請求をした。
- (2) これに対し、実施機関は平成14年9月5日付け文書第131号で、申立人に対し千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号）

に基づく開示請求は、請求に係る行政文書を特定できる程度に識別される記載が必要であるが、開示請求はこの点について不備があり、対象文書の特定が困難であるとして「耐用年数5年超の補助事業」及び「市町村課の不動産登記法違反の補助事業」との表記について、それぞれ補助事業の名称等を具体的に表記するよう補正を求めた。

- (3) これに対し、申立人は平成14年9月11日付けで、実施機関に対し実施機関の各課名を記載した上で、次のとおり補正を行った。(以下、補正された内容の請求を「本件請求」という。)

ア 耐用年数5年超の補助事業について耐用年数以内であることを担当課がいつでも情報開示できることがわかる書類(昭和63年度～平成14年度分支出済分)

イ 耐用年数5年超の補助事業について平成14年度に公金支出が予定されている補助事業名、支出予定金額、耐用年数についてわかる書類

ウ 耐用年数5年超の補助事業で、不動産登記法の建物の表示登記がされているのを確認している補助事業名と補助金額と登記年月日と交付日と耐用年数がわかる書類

エ 耐用年数5年超の補助事業で不動産登記法の建物の表示登記がされているのを確認していない補助事業名と補助金額と交付日と耐用年数がわかる書類

- (4) これに対し、実施機関は、行政文書開示請求補正書に記載の各課を担当課として不開示決定を行った。

## 2 不開示決定の理由

- (1) 行政文書開示請求書に記載された「補助事業」とは地方自治法第232条の2の規定により千葉県が行うすべての補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)を指し、また「耐用年数5年超の補助事業」とは補助対象事業によって補助の相手方が取得する財産の耐用年数が5年を超えるものを指すとの前提で、本件決定は申立人が指定したそれぞれの課が行ったものであり、それぞれの不開示決定の理由を類型化するとおおむね次のようになる。

ア そもそも補助を行っておらず、したがって開示請求のあった書類を作成していないとするもの

イ 補助は行っているが、補助対象事業は耐用年数5年を超える財産の取得を目的としておらず、したがって開示請求のあった書類を作成していないとするもの

ウ 補助も行っているし、補助対象事業も耐用年数5年を超える財産の取得を目的としているが、開示請求のあった書類を作成していないとす

るもの

- (2) なお、1(3)ア及びイの書類については、補助金等の交付申請及び交付決定等に関する事項その他補助金等に係る予算執行に関する基本的な事項を規定している千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年九月二十日規則第五十三号、以下「補助金等交付規則」という。）は、これらの書類を作成することを義務付けていないこと、また1(3)ウ及びエの書類については、これらが補助金の交付決定に際して不動産登記法に基づく表示登記の実施は要件とされているものではないことから作成していないものである。

### 3 異議申立ての理由について

- (1) 申立人の主張することは必ずしも明らかではないが、本件異議申立ての理由として、申立人が提出した別の請求に対する却下処分を示して、内容と理由が本件と異なることをもって不開示決定の違法不当性を主張しているようである。しかしながら、実施機関は行政文書開示請求書及び補正書に基づいて対象文書の特定を行った上で本件決定を行ったものであり、本件決定に違法不当はない。

- (2) 申立人は本件異議申立てに係る行政文書開示請求外の請求について、  
ア 実施機関は補正を求めておきながら、補正の参考となる情報を提供しなかった

イ 文書課は、申立人が行った本件外の行政文書開示請求に際して補正を求め、かつ、再補正を求めることなく却下処分としているのだから、今回もそうすべきであったにもかかわらず、不開示決定をしていると主張し、本件異議申立てに係る開示請求については却下すべきところを不開示とした違法があると主張しているようである。

しかしながら、実施機関は開示請求書及び補正書に基づいて対象文書の特定を行った上で本件決定を行ったものであり、当該決定に違法不当はない。

さらに、申立人は不開示決定の取消しを求める理由として「開示すべきである」旨の主張ではなく、「却下すべきであった」旨の主張をしているようであるが、本主張を理由に本件決定の取消しを求めることは申立ての利益がなく、この点からも申立人の主張には理由がない。

- (3) 申立人は開示請求に際して補正を求められたことに対し、必要な情報が与えられなかったと主張しているが、以下のとおり、その主張は到底受け入れられない。

ア 情報公開制度は県が保有する行政文書を請求者が特定して開示を求める制度であり、文書の特定は請求者が行うことが原則である。行政文

書開示請求書には請求の対象となる行政文書を特定するに足りる事項の記載が求められており、当該事項は請求者自らが調査することが原則となっている。

イ 申立人の開示請求は関係課を特定せず、補助事業の内容も特定せず、概括的・包括的で対象行政文書の表現も著しく抽象性の高いものであったため、補正を要求した。

ウ 県の事業全般について必ずしも十分に知らない請求者の便宜を図るため、情報公開・個人情報センターで文書の特定のための相談に応じており、必要な情報の提供及び検索の支援を行っているが、請求者に代わって実施機関のすべての課を対象に調査する責務を負っているものではない。

エ 申立人に対しては、文書館や議会図書館等で予算に関する説明書等の資料を閲覧することにより、各課が所管する補助金交付制度を知ることができる旨説明しており、個別の補助事業を網羅的に教示しなかったことをもって補正の際に十分な情報が提供されなかったと主張するのは、本来申立人が行うべき行政文書の特定作業を実施機関の各課に転嫁しようとするものであり、実施機関に過大な負荷を負わせるものである。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

##### 1 本件請求について

- (1) 本件請求の内容等は前記第3 実施機関の説明要旨1(1)から(3)のとおりである。
- (2) 実施機関は本件請求に係る行政文書（以下「本件文書」という。）を保有していないとして本件決定を行った。

##### 2 本件文書の不存在について

実施機関は、本件決定の理由を前記第3の2のとおり説明するので、以下検討する。

- (1) 千葉県が行う補助事業については、補助金等交付規則により、補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項が定められており、交付申請書や実績報告書の様式など補助事業を実施するために必要な具体的事項については、事業ごとに制定される補助金交付要綱により定められている。

実施機関は本件決定の理由として、実施機関には本件文書の作成義務がなかった旨説明する。確かに補助金等交付規則に本件文書の作成を義

務付ける規定を認めることはできないが、実施機関が取得、作成する書類についての具体的な規定は、事業ごとに制定される補助金交付要綱で定められているため、その中に作成義務が規定されている可能性がある。よって、本件文書の作成義務について確実に判断するには、補助金等交付規則だけでなく、実施機関の各課が所管する補助金交付要綱の規定も確認する必要がある。

- (2) そこで、実施機関の各課が所管する補助金交付要綱において、補助事業により取得する財産の耐用年数に関する規定（又は耐用年数を別途定める旨の規定）が存在するかどうかを当審査会が確認したところ、これらの規定は存在しないことが認められた。
- (3) よって、本件請求に係る全ての補助事業について、補助事業により取得する財産の耐用年数に関する規定を実施機関が定めている事実はないものと認められる。本件請求は「耐用年数5年超の補助事業」に関する書類を求めているのであるから、耐用年数に関する定めがない以上、これらの事業に関して開示請求のあった書類を作成していないとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。
- (4) なお、当審査会では補助金交付要綱の規定に関わらず、本件文書を取得、作成した事実があるかどうかについても再度実施機関に確認したが、対象となる文書の存在を認めることはできなかった。  
以上のことから、実施機関の本件文書を取得、作成していないとする説明には合理性があり、本件文書は存在しなかったものと認められる。

### 3 本件異議申立てについて

異議申立人は、異議申立ての理由として過去に行われた開示請求の例などを挙げて様々な主張をしているが、本件異議申立ては本件決定の取り消しを求めて行われたものであり、これらの主張については当審査会の判断に直接影響を与えるものとは認められないことから、当審査会では判断しない。

### 4 附言

実施機関は、当初の開示請求書について文書の特定が困難であるとして補正を求めているのであるから、条例上の手続に従ったものと認められるが、補正に応じて提出された本件請求の内容は、文書を特定するに足りる程度に補正されたとは言い難いところがあり、さらに当初の請求以外の請求が追加されるなど、文書の特定が困難なものとなっている。実施機関においては、請求が具体的にどのような行政文書を目的としているのかをさらに確認するなど、文書の特定のための一層の努力を行うべき必要も認められるところである。

今後、同種の開示請求があった場合、実施機関においては、開示請求者の意向を再度確認するなど、文書の特定について請求者と十分に意思疎通を図るよう附言する。

#### 5 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し不存在を理由に不開示とした本件決定は妥当である。

#### 第5 審査会の処理経過

別紙のとおり。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
14. 12. 5	諮問書の受理
15. 1. 21	実施機関の説明書の受理
15. 2. 17	異議申立人の意見書の受理
16. 5. 28	審議
16. 7. 30	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友道明	弁護士	
瀧上信光	千葉商科大学教授	
横山清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成16年7月30日現在)